

## 関連法制度（廃棄物処理法）

### （1）特別管理産業廃棄物について

自動車用鉛蓄電池は、pH 2 以下の硫酸を含むことから、産業廃棄物として排出される場合には、廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物に該当し、通常の産業廃棄物より厳しい基準が適用される。

（参考）特別管理産業廃棄物「廃酸」について

- ・ 廃棄物処理法施行令第 2 条の 4 第 2 号（特別管理産業廃棄物（廃酸）の定義を規定）  
 廃酸（著しい腐食性を有するものとして環境省令で定める基準に適合するものに限る。）
- ・ 廃棄物処理法施行規則第 1 条の 2 第 2 項  
 令第二条の四第二号の環境省令で定める基準は、水素イオン濃度指数が二・〇以下であることとする。

使用済自動車用鉛蓄電池が不法投棄等された場合には、その有害性から深刻な環境問題を引き起こすおそれがある。特別管理廃棄物の排出事業者は、廃棄物処理法に基づき、下記のような規定の遵守が求められている。

特別管理産業廃棄物（特管物）の排出事業者の主な義務

	義務	違反した場合の罰則
廃棄物処理法第 12 条の 2 第 1 項	< 収集運搬・処分 > 事業者は、自らその特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、特別管理産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準（「特別管理産業廃棄物処理基準」）に従わなければならない。	罰則なし （行政の改善命令違反に対する間接罰則あり）
第 2 項	< 保管 > 特管物が運搬されるまでの間、「特別管理産業廃棄物保管基準」（周囲に囲いを設ける、掲示板を掲出する等）に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。	罰則なし （行政の改善命令違反に対する間接罰則あり）
第 3 項	< 運搬・処分の委託 > 特管物の運搬又は処分を委託する際には、特管物の許可業者に委託しなければならない	5 年以下の懲役 又は 1,000 万円以下の罰金
第 4 項	また、委託基準（あらかじめ、特管物の種類、数量等を文書で通知等）を遵守しなければならない	3 年以下の懲役 又は 300 万円以下の罰金
第 6 項 第 7 項	< 管理責任者の設置 > 事業場ごとに、特管物の処理に関する業務を適切に行わせるため、環境省令で定める資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置かなければならない	30 万円以下の罰金
第 12 項	< 帳簿の記載 > 特管物の処理に関する帳簿（運搬・処分の年月日、委託量、委託先等）を作成し、5 年間保存しなければならない	30 万円以下の罰金



第12条の3	<産業廃棄物管理票> 産業廃棄物の運搬又処分を委託する場合には、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付しなければならない。(広域認定事業者に委託する場合は不要)	50万円以下の罰金
--------	---	-----------

注) なお、前年度に50トン以上の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理計画を作成し、都道府県知事等に提出しなければならない。

#### <特別管理産業廃棄物管理責任者について>

事業場ごとに、特管物の処理に関する業務を適切に行わせるため、下記に定める資格を有する者から「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任しなければならない。

#### 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件(廃棄物処理法施行規則第8条の17第2号)

	資格・学歴	課程	修了した科目・学科	実務経験 <sup>注1)</sup>
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上
ハ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	3年以上
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	4年以上
ホ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	5年以上
ヘ	高校		土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
ト	旧制中学		理学、農学、工学に関する科目 これらに相当する科目	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 <sup>注2)</sup>			

注1) 管理責任者の実務経験の要件(「年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」)は、交換や保管等のバッテリーに係わる取扱い経験も含む。

注2) 都道府県が認める講習会の修了者等。

#### 特別管理産業廃棄物管理責任者の役割

- ・特別管理産業廃棄物の排出状況の把握
- ・特別管理産業廃棄物処理計画の立案
- ・適正な処理の確保

#### <下取りについて>

下取りにより使用済自動車用鉛蓄電池を排出する場合には、使用済自動車用鉛蓄電池は、廃棄物に該当しない。下取り行為とは、商慣習として、新しい製品を販売する際に、同種の製品で使用済みのものを、無償で引き取る行為と解する。例えば、卸売業者が新しい自動車用鉛蓄電池を小売店等に納入する際に、使用済自動車用鉛蓄電池を引き取る行為は下取りにあたる。

使用済自動車用鉛蓄電池の下取り回収ルートの出口となる事業所(使用済自動車用鉛蓄電池を下取りによらず排出する事業所)においては、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置他、廃棄物処理法に基づく特管物の排出事業者に係る義務規定が適用される。

## (2) 広域認定制度について

本制度は、製品が廃棄物となったものであって、当該廃棄物の処理を当該製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、当該廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する法制度の基本である地方公共団体毎の許可を不要とする特例制度

製造業者等が処理を担うことにより、製品の性状・構造を熟知していることで高度な再生処理等が期待できること等の、第三者にはない適正処理のためのメリットが得られる場合が対象となります。したがって、単に他人の廃棄物を広域的に処理するというだけでは認定は受けられません。

なお、通常の運搬過程で容易に腐敗する等による生活環境の保全上の支障が生ずるような廃棄物は対象となりません。

### 認定に係る主な考え方

廃棄物の処理を製造事業者等が行うことにより、処理に係る廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

廃棄物の処理を行う者（委託を受けて処理を行う者を含む。）の事業の内容が明らかであり、かつ、当該者に係る責任の範囲が明確であること。

一連の処理の行程を統括して管理する体制が整備されていること。

処理の行程において廃棄物処理基準に適合しない処理が行われた場合において、生活環境に係る被害を防止するために必要な措置を講ずることとされていること。

処理を他人に委託して行う場合にあっては、経理的及び技術的に能力を有すると認められる者に委託するものであること。

二以上の都道府県の区域において廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されるものであること。

再生又は再生がされないものにあつては熱回収（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）第二条第七項に規定する熱回収をいう。以下同じ。）を行つた後に埋立処分を行うものであること。

### 概念図



